

各区障がい者相談支援センターの評価手法について

平成 24 年度実施分より、各区障がい者相談支援センターの運営評価については、客観的な一定の基準に基づく評価を取り入れ、その結果を活かして、よりよい運営・活動に向けた取組みを促進することを目的に、次のような評価手法を導入している。

1 評価手法の概要

- ・「区障がい者相談支援センター事業実施基準」(別紙 1) を設定し、その基準に照らして客観的評価を行う。
- ・自己評価シートについては、その提出までの過程において各区障がい者相談支援センターが自発的に自らの活動内容を振り返り、その機能の充実に積極的に取組むためのツールとして活用する(別紙 2)。
- ・また、毎月各区障がい者相談支援センターから提出いただいていた月報「大阪市障がい者相談支援事業実施状況報告書」(別紙 3) や、日ごろの活動から把握した課題の解決に向けた積極的な活動報告「地域課題に対する取組み報告書」(別紙 4) (年度報) を活用する。

2 評価の手続き

- ・市職員が各区障がい者相談支援センターを訪問し、「区障がい者相談支援センター事業実施基準」(別紙 1) について実態確認し、評価を実施する。
- ・各区自立支援協議会において、「区障がい者相談支援センター事業実施基準」(別紙 1) の評価結果と、「自己評価シート」(別紙 2)、及び「地域課題に対する取組み報告書」(別紙 4) について審議・評価を実施(平成 26 年 1 1 月迄に)し、その結果を市自立支援協議会に報告する。

※ 評価の仕組みの中で市職員が区障がい者相談支援センターを訪問して実態確認することで、各区障がい者相談支援センターの課題等を把握して共有することがねらいです。

3 評価対象期間

- ・毎年前年度の評価を行う。

4 スケジュール

- ・平成 26 年 8 月～・・・・・・各区障がい者相談支援センターの実態確認、
自己評価シート・地域課題に対する取組み報告書作成、
各区自立支援協議会においてプレゼンテーションを実施
- ・平成 26 年度冬頃・・・・・・市自立支援協議会に報告